

「芸備線パーク&ライド」社会実験 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日常的な芸備線の利用者を増やす取組として、自家用車による通勤から芸備線を利用した通勤への転換を促す「芸備線パーク&ライド」社会実験（以下「社会実験」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 社会実験を通じて、次に掲げる各号について把握することを目的とする。

- (1) 通勤手段として芸備線が選択されていない要因
- (2) パーク&ライドを活用した通勤利用者数を増やす上での課題

(用語の定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

「芸備線パーク&ライド」とは、自宅から芸備線の最寄り駅や快速列車の停車駅まで自家用車で移動し、駅周辺の駐車場に駐車（パーク）、駅で芸備線に乗り換えて（ライド）、会社へ通勤することである。

(対象者)

第4条 社会実験の対象者は、次に定める各号の要件を満たす場合とする。

- (1) 令和4年4月1日から「芸備線パーク&ライド」社会実験参加申請書（様式第1号）を提出するまでの期間において、芸備線の通勤定期券を利用して通勤していないこと
- (2) 令和4年10月1日以降、新たに駅付近の月極駐車場を契約し、芸備線の通勤定期券（1か月定期券は除く）を購入し、定期券の有効期間中、「芸備線パーク&ライド」を行うこと
- (3) 社会実験の参加前後に実施するアンケートに協力すること

(参加申請)

第5条 社会実験への参加を希望する場合は、事前に次に掲げる書類を事務局に提出しなければならない。

- (1) 「芸備線パーク&ライド」社会実験 参加申請書（様式第1号）
- (2) 月極駐車場契約書の写し（使用開始日及び賃料が記載されたもの）
- (3) 通勤定期券の写し
- (4) 「芸備線パーク&ライド」社会実験 利用前アンケート（様式第2号）
- (5) その他、会長が必要と認めるもの

(参加申請書の受付期間)

第6条 社会実験について、参加申請書の受付期間は令和4年10月1日から令和5年3月31日までとする。なお、予算がなくなった場合はその時点で受付を終了する。参加申請書の受付期間中において、複数回の申請は受け付けない。

(協力金額の算定)

第7条 協力金の交付金額は、社会実験の実施期間に応じて、4,000円/月と、月極駐車場の賃料(100円未満は切り捨て) /月とのいずれか低い額を交付するものとする。

(協力金の交付)

第8条 協力金の交付は、社会実験への参加後、次に掲げる書類等の提出に基づき行う。

- (1) 「芸備線パーク&ライド」社会実験 実績報告書兼請求書(様式第3号)
- (2) 「芸備線パーク&ライド」社会実験 利用後アンケート(様式第4号)
- (3) **【社会実験終了後、パーク&ライドを継続する方】**

・継続定期券の写し

【社会実験終了後、パーク&ライドを継続しない方】

・社会実験に参加した証明となるもの(下記①、②のどちらか1つ)

① 社会実験で使用した定期券原本

② 月極駐車場の解約書類の写し(使用終了日が記載されたもの)

※IC定期券を利用した場合は、②月極駐車場の解約書類の写しを提出すること

- (4) その他、会長が必要と認めるもの

第9条 事務局は実績報告書兼請求書(様式第3号)の提出を受けたのち、すみやかに決定通知を行い、協力金の交付を行う。

(適用除外)

第10条 本要領の目的の達成に該当しないと会長が判断する場合は、協力金の交付対象外とする。

(その他)

第11条 その他、必要がある場合は、会長がこれを決定する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。